

暫定再任用教職員の勤務条件等について

1 身分や職務内容、勤務形態及び配置について

- (1) 暫定再任用教職員は、定年前の教職員と同様に、担任や校務分掌等の業務に従事する。職務分担については、配置後に学校長が定めることとし、原則として、職務内容を限定したうえで暫定再任用を希望することはできない。
- (2) 短時間勤務職員については、ポストに限りがあり、必ず希望どおりに任用されるわけではない。短時間勤務を希望した場合であっても、フルタイム勤務として選考結果を提示する場合がある。
- (3) 基本的に退職時の校種(退職時に人事交流により異校種で勤務していた教員は、当該教員の採用区分の校種)で、暫定再任用を行うものとする。
- (4) 配置にあたっては、暫定再任用教職員の勤労意欲の向上及び児童生徒に供する教育の質の維持に加え、教育活動の活性化を図る観点から、暫定再任用教職員の知識や経験等が活用できるように、能力や経歴、担当教科及び本人の希望等を総合的に勘案して決定することとする。

2 勤務形態及び休暇について

- (1) 暫定再任用教職員の勤務形態及び休暇については、下記のとおりとする。なお、公務上の必要がある場合は、勤務を要する日の振替を可能とする。

	暫定再任用 フルタイム勤務	暫定再任用短時間勤務	
週あたりの 勤務時間	週 38 時間 45 分 (7時間 45 分/日)	週 31 時間 (週4日勤務を基本とする)	週 20 時間
年次有給休暇の 付与日数	20 日/年度	20 日/年度	フルタイム勤務を基準とし、 勤務日数に応じて比例付与
特別有給休暇 及び その他の休暇	退職前教職員と 同様の取扱い	【勤務日数に応じて比例付与されるもの】 夏季休暇、病気休暇、介護休暇、 ボランティア休暇 【退職前教職員と同様の取扱いとするもの】 上記以外の休暇	

- (2) 小・中または特別支援学校に勤務する暫定再任用短時間勤務教職員の勤務を要する日及び勤務時間は、フルタイム勤務教職員の勤務を要する日及び勤務時間を超えない範囲で、学校長が定める(勤務日等のモデルケースは別紙参照)。なお、高等学校に勤務する短時間勤務教職員については、別途定めるところによる。
- (3) 年次有給休暇の取得単位については、日、半日(連続する4時間)または時間のいずれかとする。なお、半日単位の年次有給休暇の取得は、正規の勤務時間が7時間45分である勤務日に限り、時間単位の取得は、年次有給休暇付与日数のうち、年度につき10日分までとする。

3 給料月額について

暫定再任用教職員の給料月額は、次のとおりとする。なお、いずれの校種、職種においても昇給しない。

		暫定再任用フルタイム勤務	暫定再任用短時間勤務
教育職員	小・中学校	教育職給料表(4)を適用 (2級で任用) 【参考額】285,800 円	【週 31 時間勤務】 $\text{フルタイムの給料月額} \times \frac{31 \text{ 時間}}{38 \text{ 時間 } 45 \text{ 分}}$ 【週 20 時間勤務】 $\text{フルタイムの給料月額} \times \frac{20 \text{ 時間}}{38 \text{ 時間 } 45 \text{ 分}}$
	特別支援学校	教育職給料表(3)を適用 (2級で任用) 【参考額】288,900 円	
	高等学校	教育職給料表(1)を適用 (2級で任用) 【参考額】288,900 円	
事務職員	退職時の職位が 係長又は学校主査	行政職給料表(1)を適用 (4級で任用された場合※) 【参考額】273,400 円	
	退職時の職位が 総括主任		

※ 退職時の職位が係長又は学校主査(5級)であった場合は1級下位の総括主任(4級)で、退職時の職位が総括主任以下であった場合は、退職時と同じ職務の級で暫定再任用を行う。

4 主な諸手当の支給の有無について

暫定再任用教職員の主な諸手当の支給の有無については、次のとおりとする。

支給される手当	支給されない手当
地域手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当、 休日勤務手当、時間外勤務手当 へき地手当及びへき地手当に準ずる手当 など	扶養手当、退職手当 など

5 各種保険制度等について

暫定再任用教職員の各種保険制度等の適用については、次のとおりとする。

	暫定再任用フルタイム	暫定再任用短時間
共済制度	(一般)組合員の資格付与あり	(短期)組合員の資格付与あり
医療保険	公立学校共済組合	公立学校共済組合
年金保険	公立学校共済組合 ※ 給与と年金の合計額に応じて 一部支給停止となる	厚生年金 ※ 給与と年金の合計額に応じて 一部支給停止となる
雇用保険	雇用保険の被保険者	
公務災害補償	地方公務員災害補償法の規定に基づく補償	

※本書記載の勤務条件及び給料月額等は、令和8年4月1日現在のものであり、関係条例や規則等の改正が行われた場合は、その定めるところによる。

暫定再任用短時間勤務教職員の勤務時間の割振り等に関するモデルケース

1 勤務日及び勤務時間の割振りについて

暫定再任用短時間勤務教職員の勤務日及び勤務時間については、フルタイム勤務教職員の勤務を要する日及び勤務時間の範囲内で、所属長が1週間の勤務パターン(原則として固定)を割振ることとします。以下はその一例です。

【参考例】(※実際の勤務とは異なる場合があります。)

(1)週 31 時間勤務の場合

原則として、7時間 45 分/日(フルタイム)での4日間勤務を想定しています。

(2)週 20 時間勤務の場合

パターン①:4時間勤務/日×5日間

パターン②:5時間勤務/日×4日間

パターン③:7時間 45 分勤務/日×2日間 と 4時間 30 分勤務/日×1日間

※ 週 31 時間勤務及び週 20 時間勤務において、上記以外の勤務パターンを設定することも可能です。

2 休憩時間について

暫定再任用短時間勤務教職員に対しては、下記の要領で休憩時間を与えることとします。

(1)所属長は、勤務時間の範囲内で 45 分間の休憩時間を定める。

※ 1日の勤務時間が6時間未満の場合は、休憩時間を与えないとすることもできるが、校務に支障がない限り、フルタイム勤務教職員の休憩時間にあわせて休憩を与える。

(2)所属長は、校務その他の理由からやむを得ない場合には、休憩開始時間を変更することができる。

3 年次有給休暇の取扱いについて

暫定再任用短時間勤務教職員(週 20 時間勤務)の年次有給休暇の付与日数は、フルタイム勤務の場合を基準とし、勤務日数に応じて比例付与されます(週 31 時間勤務の場合はフルタイムと同様です)。

そのため、週あたりの勤務時間は同じであっても、勤務日の割振りによって、年次有給休暇の付与日数が異なります。

【週 20 時間勤務教職員に係る年次有給休暇のモデルケース】

(1)4時間勤務/日×5日間の勤務パターンの場合

週5日勤務であるため、フルタイム勤務の場合と同日数の年次有給休暇が付与される。ただし、勤務時間が 7 時間 45 分に満たないため、半休は取得できない。終日にわたる年次有給休暇については、1日の勤務が4時間であっても全日分として取扱うものとし、時間休(4時間)として取扱うことはできない。

(2)5時間勤務/日×4日間の勤務パターンの場合

週4日勤務であるため、フルタイム勤務の場合の 4/5 の日数の年次有給休暇が付与される。(1)と同様に、半休は取得できず、年次有給休暇が全日にわたる場合は、全日分の年次有給休暇として取得し、時間休(5時間)として取扱うことはできない。

(3)7時間 45 分勤務/日×2日間と4時間 30 分勤務/日×1日間の勤務パターンの場合

週3日勤務であるため、フルタイム勤務の場合の 3/5 の日数の年次有給休暇が付与される。勤務日によって勤務時間が異なるが、終日にわたる年次有給休暇を取得する場合は、1日の勤務時間によらず、全日分の年次有給休暇として取扱う。また、フルタイム勤務日であれば、半休の取得も可能である。